

令和7年2月10日

第20回水俣市農業委員会

第20回水俣市農業委員会

- | | | | | | | | | | |
|---|----------|------------------------|-----|---------|-----|---------|--|--|--|
| 1 | 開催場所 | 庁舎2階会議室A B | | | | | | | |
| 2 | 開催日時 | 令和7年2月10日 | | | | | | | |
| | 開会 | 9時30分 | | | | | | | |
| | 閉会 | 10時12分 | | | | | | | |
| 3 | 出席委員 | | | | | | | | |
| | 農業委員 | 13名 | 1番 | 坂本 隆司 君 | 8番 | 西本 和代 君 | | | |
| | | | 2番 | 竹下 正治 君 | 9番 | 戸次 治夫 君 | | | |
| | | | 3番 | 中村 清治 君 | 10番 | 稲田 祐市 君 | | | |
| | | | 4番 | 金田一充章 君 | 11番 | 廣島 康雄 君 | | | |
| | | | 5番 | 淵上 正嗣 君 | 12番 | 前田 仁 君 | | | |
| | | | 6番 | 寒川 勝 君 | 14番 | 鬼塚 浩三 君 | | | |
| | | | 7番 | 山内 英明 君 | | | | | |
| | 推進委員 | 12名 | 15番 | 宮森 功房 君 | 23番 | 松本 公昭 君 | | | |
| | | | 16番 | 蒔元 政廣 君 | 24番 | 森下 義孝 君 | | | |
| | | | 18番 | 嶋田 一成 君 | 25番 | 坂口 新一 君 | | | |
| | | | 19番 | 岡本 成道 君 | 26番 | 山口 初憲 君 | | | |
| | | | 20番 | 中村 幸充 君 | 27番 | 古里 君廣 君 | | | |
| | | | 22番 | 池田 郁雄 君 | 28番 | 山澤 親徳 君 | | | |
| 4 | 欠席委員 | | | | | | | | |
| | 農業委員 | 1名 | 13番 | 山下 隆敏 君 | | | | | |
| | 推進委員 | 2名 | 17番 | 竹本 義幸 君 | 21番 | 鐘ヶ江鼓子 君 | | | |
| 5 | 議事日程 | | | | | | | | |
| | 第1 | 議事録署名委員の選出 | | | | | | | |
| | 第2 | 議第68号 農地法第3条の許可申請について | | | | | | | |
| | | 議第69号 農用地利用集積計画の申出について | | | | | | | |
| | | 議題70号 特定農地貸付規程の変更について | | | | | | | |
| 6 | 農業委員会事務局 | | | | | | | | |
| | 局長 | 山村 良一 | | | | | | | |
| | 主幹 | 遠山 悦史 | | | | | | | |
| | 主任 | 山内 哲郎 | | | | | | | |
| | 主任 | 山本 千夏 (欠席) | | | | | | | |

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第20回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、13名です。 欠席は、13番、山下委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、14番、鬼塚委員、2番、竹下委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、12名です。 欠席者は、17番、竹本委員、21番、鐘ヶ江委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、5番、淵上委員にお願いします。</p>
<p>5番委員 (淵上正嗣君)</p>	<p>農業委員会憲章 一つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事務局 (遠山悦史君)</p>	<p>報告事項について、御説明、申し上げます。 報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了について、でございます。 議案書は、1ページになります。 2件ございます。 2件とも一時転用です。 転用目的は、記載のとおりです。 表の左から2列目の会議日に御審議いただき、その後、隣の列の日付で、許可を受けた件につきまして、右側から2列目の日付で、工事完了報告書の提出がありました。 そこで、右端の事務局確認日におきまして、農業委員及び事務局で現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していましたので、御報告申し上げます。 次に、報告事項(2)農地形状変更届について、でございます。 議案書は、2ページになります。 1件でございます。 届出人は、記載のとおりでございます。 土地の所在、地目、面積は、記載のとおりです。 1筆です。 理由は、記載のとおり、園地の造成と果樹の新植を行うためでご</p>

	<p>ざいます。</p> <p>場所は、3ページに記載のとおりです。</p> <p>4ページは、計画図となっております。</p> <p>1月総会で農用地利用集積等促進計画の認可の報告を行った新規就農者の園地で、今年度の補助事業を活用して整備されるとのことです。</p> <p>次に、報告事項(3)許可不要転用について(期間延長)、でございます。</p> <p>議案書は、5ページになります。</p> <p>1件でございます。</p> <p>届出人は、記載のとおりでございます。</p> <p>土地の所在、地目は、記載のとおりです。</p> <p>計15筆です。</p> <p>面積は、8,709㎡の内、転用面積が743.96㎡です。</p> <p>理由は、記載のとおり、受変電設備建設のための工事用車両侵入のための道路の拡幅について、受変電設備の設計が遅れているため、1年6カ月の期間延長でございます。</p> <p>場所は、6ページに記載のとおりです。</p> <p>7ページは、拡大図となっております、網掛け部分の転用になります。</p> <p>以上で、報告事項を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第68号、農地法第3条の許可申請について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
11番委員 (廣島康雄君)	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、11番、廣島委員をお願いします。</p>
11番委員	<p>議第68号、農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案書9ページの1番です。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に畑です。</p> <p>面積は、記載のとおりです。</p> <p>この土地は毎年の農地調査で、保全の状態で、耕作はしていませんでしたが、この前に見た時はきちんとしてありまして、直ぐに耕作が出来る状態です。</p> <p>申請人は、譲渡人の4人と譲受人は、親戚関係にありまして、直ぐ隣に隣接する家も購入されまして、現在は芦北に住んでおられますが、近い将来は水俣に移住しまして、野菜を作られる予定です。</p> <p>申請地は、10ページをご覧ください。</p>

	<p>現地調査を、2月5日、事務局2名、推進委員の竹本さんと、私、行政書士の5名で行いました。</p> <p>以上ですが、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件は満たしていると思われしますので、御審議の程よろしく願います。</p>
2番委員 (竹下正治君)	はい、議長。
議長	はい、2番、竹下委員に願います。
2番委員	<p>議第68号、農地法第3条の許可申請2について、御説明いたします。</p> <p>議案書は9ページです。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に畑です。</p> <p>面積、譲受人の状況は、記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、奥さんと父と母の4人で住んでおられますが、本人は、新規就農になります。</p> <p>勤めておられて、4人で協力して農業をするということで、本人は150日以上、従事されるということでした。</p> <p>農機具は、耕運機、草刈り機を持っておられまして、家庭菜園を行いたいということです。</p> <p>譲渡人の母親が一昨年に他界され、一人暮らしになられ、耕作をしてほしいということをおかれ、現在も草刈りを手伝ったりして、管理をされておられたそうです。</p> <p>遠い親戚にもなるそうです。</p> <p>所有権移転、贈与になります。</p> <p>現地調査を2月5日に、事務局、行政書士、宮森推進委員、御本人の父と私の6名で行いました。</p> <p>現地は、11ページをご覧ください。</p> <p>場所は日当たりが良く、他の農地には迷惑がかからない所です。</p> <p>従いまして、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしていますので、御審議の程よろしく願います。</p>
議長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、願います。
	(なしと言うものあり)
議長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)

議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第68号、農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第68号、農地法第3条の許可申請について、は農地法第3条第2項の各号には、該当しないため、許可書を交付することに決定します。 次に移ります。 議第69号、農用地利用集積計画の申出について、を議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
8番委員 (西本和代君)	はい、議長。
議 長	はい、8番、西本委員をお願いします。
8番委員	議第69号、農用地利用集積計画の申出、新規設定について説明いたします。 貸し人、借り人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に畑です。 面積は、始期終期は、記載のとおりです。 期間は、7年。 利用目的は、茶。 無償で使用貸借権です。 借人の方は40代で、県外に借入地で、お茶をされています。 従事日数は300日。 奥さんと2人で、ほぼ作業されていて、季節的に労働を頼まれているようです。 場所は、15ページをご覧ください。 松本委員と2人で、現地確認も済ませています。 今は、茅や切株が残っていますが、そこを開墾して茶の苗を育てたい、という事で申出がありました。 よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしくをお願いします。
5番委員 (淵上正嗣君)	はい。議長。
議 長	はい、5番、淵上委員をお願いします。
5番委員	議第69号、農用地利用集積計画の申出の再設定の1番について御説明します。

	<p>貸人、借人、土地の所在は、議案書14ページに記載のとおりです。</p> <p>利用権の始期終期は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間です。</p> <p>利用目的は、牧草です。</p> <p>利用権の種類は、賃借権で、借賃は議案書記載のとおりです。</p> <p>借人の農地経営面積は記載のとおりで、農業従事者は、本人と息子夫婦の3名です。</p> <p>主になってするのは息子達で、本人は手伝いという感じです。</p> <p>場所は、16ページになります。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
7番委員 (山内英明君)	はい。議長。
議長	はい、7番、山内委員にお願いします。
7番委員	<p>議第69号、農用地利用集積計画の申出、再設定2番、議案書は14ページになります。</p> <p>説明いたします。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>地目は、畑です。</p> <p>面積は、記載のとおりで、利用権の始期終期は、令和7年3月1日から令和17年2月28日までの10年です。</p> <p>利用目的は、野菜の栽培で、利用権の種類は使用賃借権で、借賃は無償です。</p> <p>借人の農地経営面積は、記載のとおりで、農業従事日数は、年間200日です。</p> <p>申出地は17ページに記載されているとおりです。</p> <p>今までもここを借りて、耕作をされていたのですが、期限が来まして再設定ということで、奥さんと一緒に家庭菜園をされます。</p> <p>うちの隣でも作っています。</p> <p>よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第69号、農用地利用集積計画の申出について、の新規設定の1番、再設定の1番、2番については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第69号、農用地利用集積計画の申出についての、新規設定の1番、再設定の1番、2番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。 次に移ります。 議第70号、特定農地貸付規程の変更について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	議第70号の特定農地貸付規程の変更についてご説明します。 議案書18ページからになります。 まず、これまでの概要について説明します。 現在、市が開設する市民農園として、葛渡の葛彩館近くに「みなまた東部ふれあい農園」、梅戸夕陽が丘団地の近くに「みなまた梅戸ふれあい農園」の2つがありますが、平成19年頃から遊休農地解消の取組みの一つとして、農林水産課、農業委員会が一緒になり、取り組んできた経緯があります。 議案書19ページ中段の【変更内容】1段落目にも記載してありますが、特定農地貸付法および同法施行令の規定により、貸付を行う場合や内容を変更する場合は、農業委員会の承認を得る必要がありますので、今回審議をお願いするものです。 今回の規程の変更については、19ページ上段①②にあります、これまで平成19年と22年に定めていた規程を統合します。 また、現行から変更になる点は、19ページ中段から20ページに記載のとおりで、一つ目は、賃料の変更です。 1平米あたり年間100円だったものを、年間150円に変更するものです。 1区画あたり20平米ですので、年間2,000円から年間3,000円に変更になります。 二つ目は、借受申込書(様式第1号)の内容を一部変更し、様式第3号を削除し請書を徴しないこととするものです。 20ページの【変更理由】にも記載のとおりですが、いずれも市内部や監査事務局からの指摘を受けており、今回運用の見直しを行

	<p>うものです。</p> <p>21ページから28ページは、特定農地貸付規程の変更案です。以上、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。</p>
議長	<p>はい、9番、戸次委員。</p>
9番委員 (戸次治夫君)	<p>年間使用料が1平米あたり50円アップということですが、年間1区画1,000円アップしますよね。</p> <p>これを見たところ、1,000円にあたる事柄が見つからないのですが、何故、1,000円アップなのでしょう。</p> <p>低ければ低いほど、一般市民も物価高で、今は野菜が高いし、作るんじゃないかなと思いますが。</p> <p>その辺を教えてください。</p>
事務局	<p>担当の農林水産課が参っておりますので、農林水産課から説明をしたいと思います。</p>
農林水産課 (竹田)	<p>農林水産課の竹田と申します。</p> <p>今年度、市民農園等の事務を担当しております、今回の変更についても、書類の作成にあたらせていただきました。</p> <p>質問の内容として、賃料が低ければ市民の方達の利用も増えるのではないかというようなご指摘だったのですが、市民農園事業について、今、運用しています東部市民農園と梅戸市民農園の両方とも、所有者の方から土地をお借りして事業を実施しております。</p> <p>勿論、そこに係る賃料も毎年、お支払いをさせていただいております。</p> <p>新規に農業を始められる方もいらっしゃるもので、管理人さんを常駐でおかせていただいている、その管理人にかかる作業の謝金などを含めて、この市民農園の事業の中で事業を行っています。</p> <p>次年度の予算を算定するにあたり、財政課のほうから歳出にかかるものを事業の歳入の中で、なんとか補えないかということで、再三言われていたのですが、人件費の高騰や、消耗品、物品等にかかる費用なども、この事業の中で補うとなると、今回、設定しています、一区画2,000円の金額ではかなり難しいということになりました、かといって、1,000円を上げたところでも、今年度の事業自体でも、今年借りている賃料だけでは賄えないといえますか、足りないくらいの事業規模になっています。</p> <p>かといって、先程ご指摘がありました、低ければ低いほど借りやすいということがありまして、あまり高くしても、例えば2倍、3倍にして借りられるかということになると、借りないという方も出てこられるかと思っておりますので、今回、経過措置ではないですが、一旦、2,000円だったのを3,000円にさせていただいて、</p>

	<p>これで1年間様子を見たうえで、次の年以降に事業の継続も検討していく事になっています。</p> <p>今回の値上げについては、令和6年度、今年度の当初から、今年借りられている方については、既にアナウンスをし、値上げを考えていますと今年度当初から、次年度値上がりするという前提でお話していましたが、いくら上がるとかについては、これからお知らせしていく事になるかなと思っています。</p>
9番委員	<p>ちなみに、東部と梅戸の借りられた率、何パーセント、全部借りられているのでしょうか。</p>
農林水産課	<p>はい。</p> <p>梅戸については、14区画、今年度は全て借りていただいています。</p> <p>東部市民農園については、20数区画あるうちの半分以上になっていますが、東部のほうはまだ少し余裕があるということになっています。</p> <p>ただ、空いている土地ほど、耕作の条件が良くない土地になっています。</p>
9番委員	<p>梅戸のほうを、会長が管理されているようなので、利用状況とかを教えてください。</p>
会 長 (坂本隆司君)	<p>はい。</p> <p>今、値上げと言われましたが、25ページをご覧になればわかります。</p> <p>全部うまっています。</p> <p>借りられた人は、この区画の中での仕事しかしていません。</p> <p>周りは全部管理人が、時給で草払いをしていますので、夏は2、3回払わないといけないような状況になっています。</p> <p>管理人は、時給900円ほど貰っていますが、それも制限がありますので、あとは皆さんボランティアみたいな感じで管理されていると思います。</p> <p>管理をしているのは私と、東部のほうは池田委員がされていると思います。</p> <p>その中で、草刈りでガソリン代が、時給の中から出さないといけませんので。</p> <p>我々、管理人も赤字のような状態です。</p> <p>草払いも自分の持ち物で、消耗品もありますので。</p> <p>でも、楽しんで皆さん作って、ワイワイ言いながら作って、たまには私の所に肥料はどうとか楽しんで来ておられます。</p> <p>袋の人ですが、去年初めて芋を作って、こんな芋は初めて作りましたと喜んで、作り方を勉強しながら頑張っておられますので。</p> <p>一人が4区画とか借りたいような状況でおられますので。</p> <p>市の予算があれば、他の所にも3、4カ所作れば農業に出てくる</p>

	<p>のかなと思います。</p> <p>1, 000円上げて、それだけ楽しみにしておられますので。市の予算をマイナスで使うのもいかなものかなと思っています。</p>
9番委員	<p>わかりました。</p> <p>やはり、一般の方々がメリットがあるという事は、魅力かなと思います。</p> <p>今回、値上げという事で仕方がないかと思いますが、管理人は坂本さんですので、ご苦勞ですが頑張ってください。</p>
議長	はい、池田委員。
22番委員 (池田郁雄君)	<p>葛渡の方の管理人をしております、池田です。</p> <p>現況を説明したいと思います。</p> <p>先程から値上げということで、会員の皆さん達に聞きましたら、まあ、上がって2, 500円だろう、と考えていらっしゃるようです。</p> <p>1, 000円上がると、ちょっと、というところがありまして、もう既に4区画はリタイヤという意見が出ています。</p> <p>話をしてみると、市のほうは、市民農園としたら目的は何なのか、行政のサービスなのではないかという考えを持っておられます。</p> <p>場所的には、トイレはあるし、用水路は防火用水路を借りていますので、1年中流れているわけです。</p> <p>駐車場もあり、大変いい場所なんですよね。</p> <p>それで借り手も多いのではないかと、私は思っています。</p> <p>もう一つは、リタイヤされる方というのは高齢化で、今迄、作って来られたけれど、もう足腰がというようなことで、リタイヤされる方もいらっしゃいますが、坂本さんも言われましたように、本当に利用価値はあると思います。</p> <p>朝から気分転換ということで、仕事をされる楽しみもあるわけです。</p> <p>ちなみに2人、自分のお子さん、孫を連れてきて、一緒に作っています。</p> <p>食育という点では素晴らしい取り組みじゃないかなと思うんです。</p> <p>もう一つは、管理という面も大変なんですけど、私達は限られた時間数、55時間の時間を与えられています。</p> <p>その中で、仕事をしています。</p> <p>職場体験でも、空いている場所を使ってやっていますが、今8年目になります。</p> <p>そこで大根の種を、一粒ずつ蒔きながら作っていきます。</p> <p>できた大きな大根を持って行くと、びっくりするんです。</p> <p>一つの種から、こんなにおおきな大根が取れるのかと、そんな職場体験にも利用させていただいています。</p>

	<p>そういう点から考えても、気分転換と共に、福祉面でも、あそこに来て働くということは、身体を修復するという、身体を維持していく事に繋がっていくと思います。</p> <p>その点からも、仕事をするということは医療費の削減にもなるのでは、と私は考えているわけです。</p> <p>市のほうは、行政サービスという点をもう少し考えていただけたら、もっと利用価値があるし、たくさんの方が来て、自分の好きな野菜を作って、無農薬で安心安全な野菜を食べられるということ。中には、食べきれず親戚に送っている方もいます。</p> <p>そんな点で市民農園は、大変機能していると思うわけです。</p> <p>値上げ幅が大きいので、リタイヤが出るんじゃないかなという事を懸念しています。</p>
議 長	他にはございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第70号、特定農地貸付規程の変更について、は承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第70号、特定農地貸付規程の変更について、は承認することに決定いたします。</p> <p>全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第20回水俣市農業委員会会議を終了いたします。</p> <p>皆様、お疲れ様でした。</p>

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員